

京都市障害者教養文化・体育会館条例の一部を改正する条例（令和4年3月30日京都市条例第65号）（保健福祉局障害保健福祉推進室）

京都市障害者教養文化・体育会館利用料金の上限額の適正化を図る必要があるため、京都市障害者教養文化・体育会館条例の一部を改正することとしました。

利用料金の上限額の改定

区分			利用料金				利用料金			
			改正前				改正後			
			午前	午後	夜間	全日	午前	午後	夜間	全日
第1体育室	全面利用	日曜日、土曜日及び休日	円 3,030	円 3,660	円 3,030	円 8,800	円 4,540	円 5,490	円 4,540	円 13,200
		その他の日	2,510	3,030	2,510	7,220	3,760	4,540	3,760	10,830
	半面利用		1,250	1,360	1,250	3,450	1,870	2,040	1,870	5,170
	部分利用（1人につき）		260	260	260	620	390	390	390	930
	全面利用		1,250	1,360	1,250	3,450	1,870	2,040	1,870	5,170
第2体育室	部分利用（1人につき）		260	260	260	620	390	390	390	930
トレーニング室（1人につき）			310	310	310	830	460	460	460	1,240
会議室			2,200	2,510	2,200	6,180	3,300	3,760	3,300	9,270
視聴覚室			830	1,040	830	2,400	1,240	1,560	1,240	3,600
付属設備			別に定める。				別に定める。			

この条例は、令和5年4月1日から施行することとしました。

京都市障害者教養文化・体育会館条例の一部を改正する条例を公布する。

令和4年3月30日

京都市長 門川大作

京都市条例 65号

京都市障害者教養文化・体育会館条例の一部を改正する条例

京都市障害者教養文化・体育会館条例の一部を次のように改正する。

別表第1体育室の項中「3,030」を「4,540」に、「3,660」を「5,490」に、「8,800」を「13,200」に、「2,510」を「3,760」に、「7,220」を「10,830」に、「1,250」を「1,870」に、「1,360」を「2,040」に、「3,450」を「5,170」に、「260」を「390」に、「620」を「930」に改め、同表第2体育室の項中「1,250」を「1,870」に、「1,360」を「2,040」に、「3,450」を「5,170」に、「260」を「390」に、「620」を「930」に改め、同表トレーニング室（1人につき）の項中「310」を「460」に、「830」を「1,240」に改め、同表会議室の項中「2,200」を「3,300」に、「2,510」を「3,760」に、「6,180」を「9,270」に改め、同表視聴覚室の項中「830」を「1,240」に、「1,040」を「1,560」に、「2,400」を「3,600」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この条例による改正後の京都市障害者教養文化・体育会館条例（以下「改正後の条例」という。）の規定による京都市障害者教養文化・体育会館の利用に係る料金の徴収その他これを徴収するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(適用区分)

3 改正後の条例の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る料金について適用し、同日前の利用に係る料金については、なお従前の例による。

(保健福祉局障害保健福祉推進室)